

昭和五十六年五月八日受領
答 弁 第 三 五 号

(質問の 三五)

内閣衆質九四第三五号

昭和五十六年五月八日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 中 曾 根 康 弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員有島重武君提出全国児童生徒の急激なる視力低下と近視急増に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員有島重武君提出全国児童生徒の急激なる視力低下と近視急増に関する質問に対する答弁書

一について

学校においては、学校保健法に基づく毎学年の定期的健康診断において視力並びに眼の疾病及び異常の有無の検査を行い、それらの結果に応じ、学校医の指導の下に、視力に関する精密検査の指示、眼の疾病の予防処置又は眼の疾病、近視等の予防に関する保健指導を行うこととしている。

二について

近年における児童生徒の近視の増加傾向にかんがみ、養護教諭実技講習会等学校保健に関する各種の講習会、研修会等において目の保健指導に関する内容を取り上げ、学校において保健

指導の徹底が図られるよう努めている。

凝視訓練に伴う種々の問題とは、財団法人日本学校保健会から聞いたところによれば、財団法人日本眼科学会が昭和五十年十月二十八日付けで示している「いわゆる凝視訓練に関する医学的見解」において述べられている諸点を指すとのことである。

なお、昭和五十四年度から日本学校保健会に視力低下の原因とその対策について調査研究を委嘱しているところであり、昭和五十六年度末には、その研究成果をまとめることとしているので、今後その成果を踏まえて指導の充実を期していきたいと考えている。

右答弁する。